

住まいに関する支援制度一覧

市町村名：富岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅取得に関する補助制度	助成	移住促進奨励金	移住及び定住を目的として市内に住宅を建築及び取得した場合、住宅取得価格の一部を助成する。以下に該当する場合は、奨励金の基本額に、加算額が上乗せされる。 基本額 住宅取得価格の3% 上限50万円 加算額 ・夫婦とも45歳以下の世帯 30万円 ・子ども(中学生以下)1人当たり 20万円 ・夫婦のうちどちらか又は単身者が市内事業所に勤務している場合 10万円 ・市内建築業者が施行する場合 20万円	(1)対象となる世帯 市外から転入し、富岡市内に住宅を取得した世帯(過去5年の期間に富岡市に住居登録されていない世帯) (2)対象となる住宅 床面積の合計が50㎡以上の専用住宅。併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が50㎡以上とする。	基本額 上限50万円 加算額との合計 上限150万円 ※奨励金のうち20万円を商品券(商店街サービス事業協同組合発行)で交付する。			不動産登記が完了した日から1年以内。	予算の範囲内	地域づくり課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.jp/www/contents/1553844919752/index.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	重度身体障害者(児)住宅改造費補助金	障害者又は改造者が、住宅又は住宅設備を障害者に適するよう改造する費用に対して、改造費用に6分の5を乗じて計算した額を補助する。補助限度額は50万円を限度とし、着工前に住宅改造の内容について審査を受ける必要がある。対象となる住宅改造は、新築及び増築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他市長が特に必要と認めた工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。	下記の(1)から(3)の身体障害者手帳を持っている、当該年度の市町村民税16万円未満の世帯に属する者 (1)1、2級の下肢・体幹機能障害 (2)1、2級の上肢機能障害(※ただし、両上肢に4級以上の障害) (3)1級の視覚障害者	当該工事費用の5/6 (限度額50万円)			工事着手前		福祉課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.jp/www/toppage/0000000000/APM03000.html	
公共下水道接続費	助成	公共下水道接続に伴う宅内排水設備工事費補助金	富岡市内の公共下水道供用開始区域(七日市・富岡・曾木・田篠・黒川・別保・一ノ宮の各一部)において、くみ取り便槽や浄化槽を公共下水道に転換接続した者に対して補助金を交付	・公共下水道供用開始区域(七日市・富岡・曾木・田篠・黒川・別保・一ノ宮の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、公共下水道受益者負担金及び水道料金を滞納していない事	10万円を上限として排水設備工事及びくみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の2分の1			令和3年2月末日までの受付		下水道課	0274-64-1151	https://www.city.tomioka.jp/www/contents/1554271278108/index.html	
農業集落排水接続費	助成	農業集落排水接続に伴う宅内排水設備工事費補助金	富岡市内の農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)において、くみ取り便槽や浄化槽を農業集落排水に転換接続した者に対して補助金を交付	・農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、農業集落排水受益者分担金及び水道料金を滞納していない事	10万円を上限として排水設備工事及びくみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の2分の1			令和3年2月末日までの受付		下水道課	0274-64-1151	https://www.city.tomioka.jp/www/contents/1554271278108/index.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	富岡市浄化槽整備推進事業	市が浄化槽の設置希望者から「分担金(工事費の一部)」と「使用料」を徴収し、設置から維持管理までを行う事業	公共下水道認可区域(七日市・富岡・曾木・田篠・黒川・別保・一ノ宮・中高瀬・下高瀬の各一部) 農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部) コミュニティプラント区域(桐淵・田篠・神田の各住宅団地)を除く富岡市内全域 ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、水道料金を滞納していない事				令和3年1月末日までの受付・2月末日までの完成 (2月以降に受け付けた場合、翌年の4月以降の工事となります。)		下水道課	0274-64-1151	https://www.city.tomioka.jp/www/contents/1490319835176/index.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	富岡市浄化槽整備推進事業に伴う宅内排水設備工事費補助金	富岡市浄化槽整備推進事業を活用し、単独浄化槽又は汲み取り槽から10人槽以下の合併浄化槽に転換するために行った宅内排水設備を設置した者に対して補助金を交付	富岡市浄化槽整備推進事業を活用し、単独浄化槽又は汲み取り槽から10人槽以下の合併浄化槽へ転換を行う者 ※新築及び建替え新築の場合は除く	単独浄化槽からの転換 限度額30万円 くみ取り便槽からの転換 限度額20万円					下水道課	0274-64-1151	https://www.city.tomioka.jp/www/contents/100000001268/index.html	

太陽熱設備設置費	助成	住宅用新エネルギー機器設置補助金 1 太陽熱利用システム(強制循環型) 2 太陽熱利用システム(自然循環型)	住宅の屋根等へ未使用の太陽熱利用システムを設置した場合、経費の10%以内(1,000円未満切り捨て)を補助する。	<p>「太陽熱利用システム(強制循環型)」の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房を行うシステムであること 2. 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの、又は同等と認められるもの 3. 未使用品であること(中古品は対象外) <p>「太陽熱利用システム(自然循環型)」の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 集熱部と貯湯部の間を自然循環によって熱輸送を行い、給湯を行うシステムであること 2. 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの、又は同等と認められるもの 3. 未使用品であること(中古品は対象外) <p>補助対象者</p> <p>新たに対象機器を設置する方。既に、対象機器が設置してあり、増設する場合は対象外。また、下記の要件をすべて満たすことが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内において、自ら居住する住宅等に機器を設置する方、または対象機器付建売住宅を購入し、居住しようとする方 2. 市民である方、又は市民となることが確実であると認められる方 3. 機器の設置工事を当該年度中に完了することができる方 4. 世帯の全員が市税(国民健康保険税を含む)を滞納していない方 <p>(富岡市住宅用新エネルギー機器設置補助金交付要綱参照)</p>	強制循環型温水器は4万円。 自然循環型温水器は2万円を上限とする。				予算の範囲内で申請順	環境課	0274-62-1511 (内線3532)	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1488435652488/index.html	
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	<p>対象となる住宅</p> <p>次のいずれにも該当する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・建築基準法に違反していないもの 	<p>応募資格者</p> <p>次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、住民基本台帳に登録された人 ・市税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 ・暴力団、暴力団関係者でない人 	木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う。費用は市が負担する。		R2.5.1~	10戸		建築課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1397035607254/index.html	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修費補助制度	<p>対象となる住宅</p> <p>次のいずれにも該当する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・建築基準法に違反していないもの 	<p>応募資格者</p> <p>【木造住宅耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、住民基本台帳に登録された人 ・市税及び国民健康保険税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 ・暴力団、暴力団関係者でない人 <p>【耐震改修(景観形成助成金併用)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修を行う建物について、富岡市景観形成助成金の交付決定を受けている人 <p>【耐震シェルター設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者(満65歳以上の方)又は障害者を含む世帯に属する人 	<p>木造住宅の耐震改修費の一部補助。補助対象経費の5分の4以内。ただし、景観形成助成金併用、耐震シェルター設置の場合は補助対象経費の2分の1以内</p> <p>内木造住宅耐震改修 100万円 景観形成助成金併用 200万円 耐震シェルター設置 30万円</p>		R2.5.1~	予算の範囲内		建築課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/100000001478/index.html	